

**第407回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録**

令和7年(2025年)8月1日開催

第407回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和7年(2025年)8月1日(金)13時30分から

開催場所 水前寺共済会館グレースシア2階 孔雀

出席者

(出席委員) 江口幸男 前田和昭 桑原千知 友村喜一 深川英穂 澤田唯二
島田豊 藤木美才 田中愛美 藤田香織 岸田光代 一宮睦雄
山田雅章

(欠席委員) 田代龍也 廣田幸英

(水産振興課) 課長補佐 松尾竜生 課長補佐 大塚徹 参事 佐藤陽

(天草広域本部水産課) 主幹 津方秀一

(事務局) 事務局長(課長補佐) 石動谷篤嗣、主幹 宗達郎、主幹 堀田英一、
参事 徳留剛彦、技師 寺嶋卓海

議事

(1) 議題

第1号議案 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案 つきいそ(沈船魚礁)周辺海域における集魚灯利用釣り漁業の禁止(指示)

第3号議案 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る本県海区漁業調整委員会の提案議題について(協議)

(2) 報告

くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第407回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催に当り事務局から御報告いたします。

桑原委員の到着が遅れており、現時点での委員出席者数は、15名中12名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第407回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。ないようですので、それでは、江口会長お願いします。

議長

皆さん、こんにちは。本当に毎日暑い日が続いております、皆様も御苦労されていると思います。この猛暑で天草も魚が減少しております。かなり水揚げの減少が続いておりますが、いつ回復してくれるかという状況でございますが、農業の方は国がどうにかするところですが、魚の方は価格が下がっても国はどうもしてくれないという水産の厳しい状況です。そのあたりも変えていかなければと思うところで、今回もどうぞよろしくお願いします。

それでは、ただ今から第407回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は深川委員と一宮委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明します。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請

すべき期間を公示しなければならないと規定されています。

また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明します。資料2ページから12ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。

今回、新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、その他のかご漁業1件と、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、大目流し網漁業など3件の漁業です。

最初に新規の許可について説明します。まずは、その他のかご漁業についてです。スライドは、3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。スライド3番の図のようなかごを設置します。漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっています。操業区域は、スライド4番の参考図に青色で色付けしている火共第3号共同漁業権漁場内芦北地先及びオレンジ色で色付けしている天共第12号共同漁業権漁場内姫戸地先です。許可予定の隻数は不知火地区が1隻、天草地区が2隻となっており、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料2ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

次に、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった3つの漁業について説明します。

まずは、大目流し網漁業についてです。スライド5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。大目流し網漁業では、スライド5番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、網を流して、さわらやまながつお等を漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、有明海、不知火海で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド6番の参考図に記載しているとおり漁業時期によって区域が異なりますが、不知火海です。漁業時期は、2種類あり、1つ目が黄色矢印より以南の不知火海で12月1日から翌年3月31日まで、2つ目がオレンジ矢印より以南の不知火海で4月1日から11月30日までとなっています。ただし、6月1日から7月

31日までは、緑に着色された区域は操業禁止となっています。許可予定の隻数は不知火地区の24隻、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定め無し、漁業を営む者の資格については、資料4ページに記載のとおりとなっています。大目流し網漁業については、以上です。

次に、小目流し網漁業です。スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。先ほどの大目流し網漁業と同様、図のような漁具を潮流を横切るように設置しますが、網目の大きさが5センチメートル未満に制限されています。主に、きす、さより等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。今回、公示を予定している制限措置は、スライド8番に示すとおり、操業区域の異なる6種類です。許可予定の隻数は不知火海の46隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料7ページから8ページまでに記載のとおりとなっています。小目流し網漁業については、以上です。

次に、かつら網漁業です。スライド9番に漁法を、10番に操業区域や隻数を示しています。かつら網漁業では、まず振り綱により、魚を密集させます。次に、地曳網用の漁具を魚群を包み込むように展開し、陸の方へと漁船で引っ張っていきまして、最後は、海岸から人力で地曳網を引き揚げます。非常に大掛かりな漁法であり、操業には数十人が必要となります。かつら網漁業では、たいやいさきを漁獲します。周年操業が可能であり、今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、10番の参考図で黄色に着色している天共第9号共同漁業権漁場内牛深町地先です。許可予定の隻数は2隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料11ページに記載のとおりとなっています。かつら網漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド11番をご覧ください。新規の許可の申請期間は、その他のかご漁業が令和7年8月15日から令和7年8月29日までを予定しています。許可の有効期間満了に伴う許可の申請期間は、大目流し網漁業が令和7年9月1日から令和7年10月17日まで、小目流し網漁業、かつら網漁業が令和7年9月1日から令和7年10月1日までを予定しています。

なお、制限措置の公示に当たり、規則第11条に定める漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格、申請すべき期間以外の軽微な修正があった場合は、水産

振興課へ一任いただきますよう、併せてお諮りさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

意見なし。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に
意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

異議なし。

議長

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。
続きまして、第2号議案「つきいそ（沈船魚礁）周辺海域における
集魚灯利用釣り漁業の禁止」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

委員会事務局でございます。座って説明させていただきます。
資料13ページをご覧ください。
当議案の委員会指示につきましては、天草漁業協同組合からの要
望によって発出された委員会指示を継続するものになります。
資料14ページをご覧ください。
現在、委員会指示で操業が禁止されている区域を示しております。
操業禁止区域は牛深町地先でございます。
資料15ページをご覧ください。
現在の委員会指示が発出された経緯について、御説明いたしま
す。この海域は、昔から、アジ、イサキ、タイ等が回遊する良い漁
場でした。昭和62年、地元一本釣り漁業者の要望を受け、当時の
牛深町漁業協同組合（現在の天草漁協）が、廃船となった2隻の鋼
鉄製の船（59トンと69トン）を沈めて、魚礁としました。魚礁
とは、魚の隠れ家や餌場となるもののことです。
魚礁を設置した結果、初夏にはイサキが、秋から冬にかけてマダ
イが、アジは周年集まるようになり、一本釣り漁業の好漁場とな
りました。ところが、秋から冬のマダイを対象とした操業時期に、
牛深地区以外的一本釣り漁業者が、夜間、集魚灯を利用して漁をす
るようになりました。集魚灯を利用して漁を行うと、その後しばら

く、その漁場ではタイが釣れなくなることから、昼間の釣りで長期間安定した漁を続けていた地元の本釣り漁業者にとって、大きな問題となりました。この問題を契機に、平成元年11月、地元漁協から、秋から冬の間は、この場所で集魚灯を利用した釣りを禁止する内容の委員会指示を発出してほしい旨の要望があり、平成元年12月に最初の委員会指示が発出されました。

同委員会指示により現場の混乱はなくなり、以後2年間の有効期間が満了するたびに、委員会指示を継続する要望があり、委員会指示を発出しているところです。当該漁協からの要望の内容は、現在発出されている天草不知火海区漁業調整委員会指示第196号の有効期間が、本年8月31日をもって終了するため、その後も同じ内容の委員会指示を行ってほしいというものです。同漁協等への聞き取りでは、現在でも一本釣り漁業者が当該沈船魚礁を頻繁に使用しており、今回の要望に対しても委員会指示を発出することが妥当だと考えます。

第2号議案の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から第2号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

意見なし。

議長

それでは、意見は無いようですので、第2号議案については、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

ありがとうございます。
それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

事務局

委員会指示の内容について御説明いたします。
資料は18ページをご覧ください。
新たに発出する委員会指示の（案）を示しております。
指示の案を読み上げさせていただきます。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第〇〇号
水産動植物の繁殖保護のため、漁業法（昭和24年法律第267

号) 第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和7年(2025年)8月 日(県公報掲載日となります。)

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸 男

天共第9号共同漁業権漁場内に設置してある「つきいそ(沈船魚礁)」周辺海域における集魚灯利用の釣り漁業について、次のとおり操業を禁止する。

1 操業禁止区域

天草市牛深町大島灯台から真方位354度、4,300メートルの地点を中心とした半径50メートルの線によって囲まれた区域

2 操業禁止期間

10月1日から翌年3月31日まで

3 指示の有効期間

令和7年(2025年)9月1日から令和9年(2027年)8月31日までとする。

委員会指示の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

意見なし。

議長

それでは、他に無いようですので、第2号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第2号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。

続きまして、第3号議案「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る本県海区漁業調整委員会の提案議題について(協議)」、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局でございます。令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る本県海区漁業調整委員会の提案議題について、説明させていただきます。

資料は、19ページ以降になります。

はじめに、19ページをご覧ください。

全漁調連における提案議題の各ブロックの取りまとめから、総会決議及び関係省庁への提案活動までの大まかな流れを示しております。まず、令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について、御説明いたします。

令和7年5月12日、山口県において通常総会が開催され、本県からは、橋本熊本県連合海区漁業調整委員会会長に御出席いただきました。通常総会では、提案した要望事項などが審議・承認され、法令集に掲載している令和7年度要望書として取りまとめ、去る7月23日、水産庁をはじめとした関係省庁に対し要望活動が行われました。要望活動の結果については、現在取りまとめ中とのことです。

次に、本日協議いただく趣旨を説明します。本日の委員会では、今年度、九州ブロック会議を担当する大分海区漁業調整委員会事務局長から、令和7年度提案議題等の照会がされていることから、本県海区の提案議題について、協議していただきます。

次に、本県海区の提案議題の案について、概要を説明します。

20ページからになります。今年度は、提案議題を4件予定しています。資料20ページから24ページまでの3議題については、昨年度と同様の内容で、また、資料25ページのミニボートの議題につきましても、今年度の全漁調連要望活動の提案内容と整合を図り一部修正した事務局案を各委員へ事前に照会させていただきましたが、特段、修正等のご意見はありませんでした。

では、各議題の内容について、個別にご説明します。

まず、資料20ページの「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について」です。海区漁業調整委員会は、永きに亘り漁業権の免許や許可方針等の協議、県内及び隣接県との漁業調整、資源管理に至るまで、幅広い役割を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。令和2年12月の改正漁業法では、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという目的を掲げており、海区漁業調整委員会においても、漁業調整機構としての役割を十分果たすことが求められています。そのためには、海区漁業調整委員会の積極的な活動が不可欠であり、その活動のための財源確保が必要不可欠であります。ついては、海区漁業調整委員会の財政基盤を確保するため、国による更なる予算措置を要望するものです。

次に、資料21ページの「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導の強化について」です。大中型まき網漁業

は、1そう又は2そうの網船と呼ばれる数十トンから数百トンの大型漁船を中心に船団を組んで操業します。広域的にあじ、さば、いわし、かつお、まぐろなどを漁獲することから農林水産大臣の許可を必要としています。近年の漁獲量は、大中型まき網漁業は、全国の海面漁業の約30パーセントを占め、特に、まいわしやかつおといった魚種については、60パーセント以上を占めています。大中型まき網漁業は、第1号議案でお諮りした知事許可漁業のような数十トンから十数トンの小型の漁船を使用する沿岸漁業とのトラブルが発生するおそれがあることから、大中型まき網漁業には、農林水産省令により操業禁止区域が設定されております。資料22ページをご覧ください。熊本県近海の禁止区域を示した図になります。赤い線より内側が省令で定められている大中型まき網漁業の禁止区域になります。本県の海域においては、海岸から約2,500メートル以内が禁止区域となっておりますが、苓北町地先や天草市牛深町地先のように、禁止区域が設定されていない区域があります。一方で、長崎県は約5,000から15,000メートル、鹿児島県も約4,000メートルまでが禁止区域となっております。このように、熊本県海域では操業禁止区域が狭いため、昭和60年頃から大中型まき網漁業による、熊本県沿岸での操業が増えてきました。そのため、本県西海地区漁協連絡協議会と鹿児島県の大中型まき網漁業協同組合との間で熱心な話し合いが重ねられ、平成18年に両者で黄色い線で囲まれた区域での操業を控えるという協定が結ばれました。この区域は、現在も協定のみであり、仮に操業したとしても違反にはなりません。このため、操業禁止区域の拡大を引き続き要望するものです。

次に、資料23ページの「東シナ海における漁船の安全操業の確保について」です。資料24ページをご覧ください。要望内容の対象海域となる日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域図を示させていただきました。種子島、屋久島から沖縄諸島の西側に黒く塗りつぶして示してあるのが日中の暫定措置水域です。この暫定措置水域のさらに南側の尖閣列島を含む海域が以南水域です。この海域において操業する本県漁船は、東シナ海はえ縄漁業4隻ほどが操業されていますが、単独で操業することから、集団で出現する中国漁船に漁場を占拠されて操業に支障をきたすとともに、その数に不安や脅威を感じて、安心して操業できない状況にあります。特に最近の尖閣諸島を巡る情勢から、漁業者の不安は以前と比較にならないほど増大しているところです。現在、提供されている外国公船や漁船の情報は尖閣諸島周辺に限られ、その情報が出漁中の漁

船に届くのに時間を要するため、漁業者からは、日中暫定措置水域も含めた広範囲における外国公船や漁船の位置情報等をリアルタイムに提供して欲しいとの要望があり、外国公船等の航行情報漁業者向けに迅速に情報を発信できるよう要望するものです。

最後に、資料25ページの「ミニボート及びSUPによる海難事故の防止について」ご説明します。近年、マリンレジャーの普及により、ミニボートやスタンドアップパドルボード通称SUPを利用した釣りやレジャーが盛んに行われて、海難事故も多くなっています。ミニボートとは長さ3m未満、エンジン出力1.5kW未満の小型のボートを指しますが、ミニボートの利用に際して、基本的な海上交通のルールを知らない利用者が多いほか、漁船等からの視認性が悪いという特性を理解しないまま沖合に出て海難事故が発生しています。また、海面近くに浮かぶSUPはさらに視認性が悪いことや風波により沖合へ流されやすいことから、SUPを始めて3年以内の経験の浅い人が海難事故を起こすケースが多いとのことです。このため、ミニボートやSUPによる海難事故の防止に向けた対応を要望するものです。なお、前回まで小項目2の記載のうち「・・・プレジャーボート責任保険に、ミニボートを対象とし、・・・」との表現を「・・・プレジャーボート責任保険に、ミニボート利用者の加入を義務付けて、・・・」との表現に一部修正しておりますが、これは今年度の全漁調連要望の記載と整合を図るものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、突発的な提案議題や内容の変更等が生じた場合は、江口会長にご一任いただくことを併せて、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ただ今、事務局から、第3号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

意見なし。

議長

よろしいでしょうか。

それでは特に無いようですので、第3号議案は、事務局が示した案のとおり、また、他の提案に賛同する旨、回答してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第3号議案については、事務局が示した案のとおり、九州ブロック会議の担当県に回答することとします。

議長

次は報告です。

「くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。「くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について」報告させていただきます。着座にて説明させていただきます。

今回報告させていただく事項は、本県で数量によるTAC管理を行っているくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)について、国より本県の都道府県別漁獲可能量に変更されたことを受け、県知事が定める知事管理漁獲可能量を変更するものです。本来であれば、漁業法に基づき、知事管理漁獲可能量を変更する際には事前に諮問させていただくところですが、知事管理漁獲可能量の当初配分を設定する際に、管理年度途中での都道府県別漁獲可能量の変更に伴う知事管理漁獲可能量の変更については変更後に報告させていただく旨でお諮りしたところですので、今回、変更後の報告という形式でさせていただきます。

資料26ページをご覧ください。まずは、漁獲可能量の設定方法からご説明します。漁業法に基づく資源管理では、資源評価の結果に基づく漁獲可能量による管理を基本としており、毎年、国全体の年間の漁獲量の上限、すなわち、年間漁獲可能量が設定されます。漁業者による漁獲量が、この年間漁獲可能量を超えることがないように管理を行っていくものが、TAC管理と呼ばれるものです。TAC管理においては、対象魚種が国の資源管理基本方針及び都道府県の資源管理方針に位置付けられることになり、本県においては上段に記載の9魚種が対象となっております。

続いて、TACの配分についてご説明いたします。TAC管理では、まず、全国の年間漁獲可能量が①のとおり設定されます。この年間漁獲可能量の総量を、国が都道府県等へ配分することとなり、②のとおり都道府県別漁獲可能量が設定されます。これが、各都道府県の漁獲量の上限になります。各都道府県は、配分された都道府県別漁獲可能量をもとに、県内の漁業者が実際に漁獲できる漁獲量を設定します。この量が、③にある知事管理区分への配分量、すなわち知事管

理漁獲可能量といいます。知事管理漁獲可能量は、漁業法第16条に基づき知事が関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で決定することとなっており、知事管理漁獲可能量を変更する際も同様です。しかし、知事管理漁獲可能量は、国の留保からの配分や融通などにより、管理年度途中に変更が生じることが見込まれ、それに伴い速やかに変更する必要があります。このため、管理年度途中での都道府県別漁獲可能量の変更に伴う知事管理漁獲可能量の変更については、令和7年3月7日開催の第403回天草不知火海区漁業調整委員会においてお諮りしたとおり、熊本県資源管理方針別紙に定められている配分方法に従って、都道府県別漁獲可能量の概ね9割を知事管理漁獲可能量として知事管理区分に配分し、当委員会へ報告することとさせていただきます。

資料27ページをご覧ください。実際の配分数量についてご説明します。上段の「都道府県別漁獲可能量の変更通知」に記載のとおり、くろまぐろ漁獲可能量における国の留保からの配分があり、本県の都道府県別漁獲可能量が変更されました。今回は、令和6管理年度において、本県に配分されたTACを8割以上消化するなどの漁獲管理実績を踏まえて配分されたものであり、小型魚で10.8トン、大型魚で1.1トンが追加配分されました。先にご説明させていただいたとおり、管理年度途中の変更については、中段に記載があります熊本県資源管理方針に定められた配分割合により、都道府県別漁獲可能量のおおむね9割を知事管理漁獲可能量へ配分いたしました。

以上のことから下段の「知事管理漁獲可能量への配分結果」にありますとおり、今回、知事管理漁獲可能量は、小型魚が22.7トンから32.4トンに、大型魚が16.5トンから17.5トンに変更になりました。なお、今回の小型魚と大型魚の知事管理漁獲可能量の配分量の変更については、令和7年6月13日付け県公報で告示するとともに、県のホームページ上で公開しました。

説明は以上です。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員

ありません。

議長

質疑等ないようですので、「くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について」の報告は終わります。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

ありません。

事務局から、何かありませんか。

事務局

ありません。

議長

それでは、これで第407回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。

以上